

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月1日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第39号

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則（昭和48年静岡県規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(事務の委任)			(事務の委任)		
<p>第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第9条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務（同表15の項から16の項までに掲げる事務にあっては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）を保健所長に委任する。</p>			<p>第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第9条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務（同表15の項から16の項までに掲げる事務にあっては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）を保健所長に委任する。</p>		
(略)			(略)		
21	(略)	(1)～(6) (略)	21	(略)	(1) <u>第8条第1項の規定による届出の受付</u> (2)～(7) (略)
(略)			(略)		
29	(略)	(1)～(12) (略) (13) <u>第22条の6第2項の規定による届出の受付</u> (14) <u>第22条の6第3項の規定による命令</u> (15)・(16) (略) (17) <u>第23条第3項（第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による措置の</u>	29	(略)	(1)～(12) (略) (13) <u>第21条の5第2項の規定による届出の受付</u> (14) <u>第22条の6の規定による命令</u> (15)・(16) (略) (17) <u>第23条第3項の規定による公表</u> (18) <u>第23条第4項（第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による措置の</u>

		<p>命令 <u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> <u>第24条の2の規定</u> による届出の受付</p> <p><u>(20)・(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> <u>第25条第1項の規</u> 定による措置の勧告</p> <p><u>(23)</u> <u>第25条第2項の規</u> 定による措置の命令</p> <p><u>(24)</u> <u>第25条第3項の規</u> 定による命令又は勧 告</p> <p><u>(25)</u> <u>第25条第4項の規</u> 定による協力の求め</p> <p><u>(26)～(32)</u> (略)</p>		<p>命令 <u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> <u>第24条の2第1項</u> の勧告</p> <p><u>(21)</u> <u>第24条の2第2項</u> の規定による措置の 命令</p> <p><u>(22)</u> <u>第24条の2第3項</u> の規定による報告の 要求及び立入検査</p> <p><u>(23)</u> <u>第24条の2の2の</u> 規定による届出の受 付</p> <p><u>(24)・(25)</u> (略)</p> <p><u>(26)</u> <u>第25条第1項の指</u> 導又は助言</p> <p><u>(27)</u> <u>第25条第2項の規</u> 定による措置の勧告</p> <p><u>(28)</u> <u>第25条第3項の規</u> 定による措置の命令</p> <p><u>(29)</u> <u>第25条第4項の規</u> 定による命令又は勧 告</p> <p><u>(30)</u> <u>第25条第5項の規</u> 定による報告の要求 及び立入検査</p> <p><u>(31)</u> <u>第25条第7項の規</u> 定による協力の求め</p> <p><u>(32)～(38)</u> (略)</p>
<p><u>29</u> の <u>2</u></p>	<p><u>動物の愛護及</u> <u>び管理に關す</u> <u>る法律等の一</u> <u>部を改正する</u> <u>法律の施行に</u> <u>伴う關係政令</u> <u>の整備及び経</u></p>	<p><u>(1)</u> <u>第3条第2項の規</u> 定による許可に關す る事務</p> <p><u>(2)</u> <u>第3条第5項の規</u> 定による許可に關す る事務</p>		

	<u>過措置に関する政令（令和元年政令第152号）</u>				
<u>29</u> <u>の</u> <u>3</u>	(略)	<ul style="list-style-type: none"> (1)・(2) (略) (3) <u>第2条第6項（第4条第4項において準用する場合を含む。）</u>の登録証の再交付 (4) <u>第2条第8項（第4条第4項において準用する場合を含む。）</u>の規定による届出の受付 (5) <u>第2条第9項（第4条第4項において準用する場合を含む。）</u>の規定による返納の受付 (6)～(8) (略) (9) <u>第13条第10号</u>の規定による通知の受付 (10) (略) (11) <u>第15条第5項（第18条第4項において準用する場合を含む。）</u>の規定による許可証の交付 (12) <u>第15条第6項（第18条第4項において準用する場合を含む。）</u>の許可証の再交付 (13) <u>第15条第8項（第18条第4項において</u> 	<u>29</u> <u>の</u> <u>2</u>	(略)	<ul style="list-style-type: none"> (1)・(2) (略) (3) <u>第2条第6項</u>の登録証の再交付 (4) <u>第2条第8項</u>の規定による届出の受付 (5) <u>第2条第9項</u>の規定による返納の受付 (6)～(8) (略) (9) <u>第13条第11号</u>の規定による通知の受付 (10) (略) (11) <u>第15条第5項（第18条第5項において準用する場合を含む。）</u>の規定による許可証の交付 (12) <u>第15条第6項（第18条第5項において準用する場合を含む。）</u>の許可証の再交付 (13) <u>第15条第8項（第18条第5項において</u>

		準用する場合を含む。)の規定による届出の受付 (14) <u>第15条第9項</u> (<u>第18条第4項</u> において準用する場合を含む。)の規定による返納の受付 (15)～(19) (略)			準用する場合を含む。)の規定による届出の受付 (14) <u>第15条第9項</u> (<u>第18条第5項</u> において準用する場合を含む。)の規定による返納の受付 (15)～(19) (略)
(略)			(略)		
57	(略)	(1)～(6) (略) (7) <u>第27条第1項</u> (<u>第29条第2項</u> 及び <u>第32条第3項</u> において準用する場合を含む。)の規定による立入検査及び収去	57	(略)	(1)～(6) (略) (7) <u>第61条第1項</u> (<u>第63条第2項</u> 及び <u>第66条第3項</u> において準用する場合を含む。)の規定による立入検査及び収去
2 (略)			2 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第1条第1項の表29の3の項の改正（同項(9)に係る部分を除く。）及び同表57の項の改正は、公布の日から施行する。